

## 公害調停と非公開主義についての弁護士見解

公害紛争処理法 37 条は「調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。」と定めています。これは、調停が紛争当事者間での話し合いであることにかんがみて、訴訟と異なり、手続自体を非公開として協議を促進しようとしたものです。

情報公開法にも意思形成過程の情報の非開示があるように、調停という互譲を前提とした合意形成過程において情報を非開示とすることで、開示された情報を知った第三者からのフィードバックによって協議に萎縮効果その他の影響がもたらされることを防止する効果があると考えられます。

しかし、他方で、「公害」は社会的広がりをもつ現象であり、そのこと自体が公共性を帯びています。しばしば公害調停は地域住民による集団調停の形をとることは、公害調停の公共的性格を裏付けています。

また公害調停は、都道府県の公害審査会が公費を使って調停に当たるものであり、公害調停制度が具体的にどのように機能しているのかを広報し、市民に説明することは、公害審査会の公的役割でもあります。

したがって、地域社会に共通する課題を扱う公害調停の提起や公害調停の経過、公害調停の終結とその理由などについては、公的な情報であり、当事者からそれを申請人外に広く伝えることは公害紛争処理法 37 条の文言にもその趣旨にも反しません。

まず文理的には、同条は「調停の手続」の非公開について述べるだけであり、まずは調停が行われている際の会場の非公開を指すとともに、その公開と同じ効果を持つ行為、つまりそこで提出された文書や陳述そのものの開示を行わないことなどを意味するに過ぎません。

次に、公害調停の公共的性格からすれば、調停の係属と経過と結果、すなわちいつからいつまで何度の調停がもたれ、そこで求められた調停の趣旨、係属中か終結したか（不調に終わったことや調停が成立したこと）、終結の概要（成立内容や不成立の理由など）について、個人情報等を除いて開示することに問題はありませぬ。

現に公害等調整委員会のホームページには、公害紛争処理事件一覧や各年度ごとの都道府県公害審査会等に係属した事件（年次報告より）が掲載されており、各事件の継続期間、調停の当事者の人数や属性、調停の趣旨、調停の結果や理由などを知ることができます。

（公害等調整委員会HP <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>）。

まして、調停が終了した場合は、非公開の目的である協議の促進の必要性が基本的には失われる一方で、調停の経過は歴史的事実として確定するため、地域の公害問題について、どのような協議や審理が行われ、いかなる結果となったのか、という事実のもつ公共的利益がより重視されるべきです。ただし、事後的といえども調停手続内における生の情報がそのまま開示されることは、将来の調停における協議に対する抑制効果をもたらすものとして避けるべきであり、非公開主義に対する一定の配慮の必要性は否定いたしません。

このような観点から、調停申請人団および弁護士は、調停の非公開の趣旨を尊重しつつ、事件の公共的性格をかんがみ、地域社会に対する説明責任を果たすために、調停の経過の概要とそれに対する申請人団らの意見を表明するものです。